

積極的平和主義の欺瞞^{ぎまん}

はじめに

ごく最近とても気持ちにフィットする痛烈な川柳を目にした。これには“ちょびひげを、つければまるで、ヒットラー”とあった。

日頃、安倍首相の言動や態度を見るにつけ怒りを覚えていたので、まったくそうだ！と思ったわけである。

「……最高の責任者は私だ……」と気色ばんで国会答弁をしている時の表情は正に川柳そのものだった。

ところで憲法とか国会などと言うと凄く堅苦しく、書くのも読むのも嫌になるけれど少々手前味噌ではあるが、憲法とりわけ9条と言うと、嫌な気持ちがほぐれるように思う。

これは長年9条に慣れ親しんできたからではないだろうか？

とくに“戦争の放棄”という、とてつもなく深い決意から発する平和の尊^{とうと}さと、ずっしりとした重さが、私たちの心に深く沈^{ちん}澱^{でん}しているからに違いないからだろう。

もっと具体的に言えば、現憲法は「基本的人権」と「主権在民」だけではなく、その上に「平和主義」を具体化した“戦争の放棄”を加えた三本柱で成り立っている。だからこの憲法が好きであり大事に思うのである。

だが世界にも稀^{まれ}な“戦争の放棄”を掲げたわが平和憲法、その心髄^{しんずい}である戦争の放棄規定(9条)が今、安倍政権によって骨抜きにされようとしているのだ。

「個別的」にせよ、あるいは「集団的」にしる“戦争”と言う手段を固く戒^{いまし}めた世界に誇る憲法9条が足蹴^{あしげ}にされているのだ。

これまでの歴代自民党政府内閣でさえ、憲法9条の解釈は「個別的自衛権、集団的自衛権は存在するが、9条の定めで武力の行使は必要最小限度とされ、集団的自衛権の行使はその範囲を超えるので出来ない」とされてきたのであった。

たとえば、米のイラク侵攻等に一早く手を上げ自衛隊派遣を強行した小泉内閣でさえ「集団的自衛権の行使は憲法上出来ない」としていたのである。

私たちはこのような事態を考えるために、第一次世界大戦から丁度100年目、さらに自衛隊発足60年にあたる現在、以下のような歴史的な事柄を学ぶことが必要であろう。

すなわち第一次世界大戦(註—1)と、この戦争をもたらした惨禍^{さんか}の反省を経て、ドイツでは、民主主義をより徹底したワイマール憲法(註—2)が制定されたこと。それは民主主義の教典とさえ言われる憲法であったが、しかし台頭したファシズム(註—3)の嵐によっ

てワイマール憲法は破壊され、ドイツは再び第二次世界大戦（註一4）に突入していったという歴史的な事実についてである。

さてわが日本では、安倍首相が盛んに用いる「積極的平和主義」という言葉で、現憲法の支柱である 9 条が否定されようとしている。なんと安倍政権は、憲法は変えないけど、本来、出来ない、あるいはやってはならない戦争を、出来るようにするために 9 条の解釈を変えてしまう暴挙に走ったのだ。

厚顔にも「積極的平和主義」を押し出しつつ戦争をしようとするのである。

こうした状況こそ、ドイツで台頭したファシズムが、ワイマール憲法を形骸化させ民主主義が一挙に「独裁政治」にとって変えられて第二次世界大戦に突っ走った事を想起させるのである。

いつであろうか？麻生副総理が「ワイマール憲法が知らず知らずに変わったことを学べばよい」と得意気に語り、少々問題となったことがあったが……。

実際に 7 月 1 日閣議決定（註一5）された、自公両党による「集団的自衛権の行使を可能とする憲法解釈の見直し」に対して、私たちは断固として反対しなければならない。

戦争への積極的な参加・加担を許さず、9 条を踏みにじって強行しようとする危険なくわだてを断じて許してはならない。

安倍首相の掲げる「戦後レジュームの打破」は、米などによる押し付け憲法反対の意思が込められており、日本自らが軍事力を強化する事によって初めて平和がもたらされるとそぶく「積極的平和主義」の欺瞞を私たちはさらに暴露して闘わなくてはならないだろう。

註一1 第一次世界大戦

サラエボ事件を導火線として 1914 年 7 月、オーストリアはセルビアに宣戦。セルビアを支援するロシアに対抗してドイツがロシア、フランス、イギリスと相次いで開戦。同盟国(トルコ・ブルガリアなど)と、協商側(同盟を脱退したイタリアの他ベルギー、日本、アメリカ、などが参加)との国際戦争に拡大。史上最初の総力戦となった。ドイツは 1918 年 11 月に降伏。翌年にベルサイユ条約で講和が成立した。欧州戦争あるいは第一次世界大戦と言う。

註一2 ワイマール憲法

1919 年ワイマールで開かれたドイツ国民議会で成立したドイツ共和国憲法。

近代の民主主義憲法の一典型とされ、国民の社会権を認め、経済秩序の民主化の方向を示した点に特徴がある。1933 年ナチスの政権掌握によって事実上消滅した。

註一3 ファシズム

第一次世界大戦後ヨーロッパに始まり世界各地で出現(イタリア、ドイツ、日本、スペイン、南米諸国、東欧諸国など)全体主義的あるいは権威主義的で議会政治の否認、一党独裁、市民的・政治的自由の極度の抑圧、対外的には侵略政策をとることを特色とし、合理的な思想体系を持たず、もっぱら感情に訴えて国粹的思想を宣伝する。

註一4 第二次世界大戦

ファシズム体制をとる日本・ドイツ・イタリアと、米・英・仏・露など連合国との間に起こった世界規模の

大戦争。

1939年9月、ドイツのポーランド侵入で、英・仏の対ドイツ宣戦により始まった。1941年6月独・露戦争、同年12月の太平洋戦争で戦域は全世界に拡大。1942年夏以降連合国軍は総反抗に転じ1943年にはスターリングラードにおけるドイツ軍の敗北、イタリアの降伏、1945年5月ドイツ降伏、8月には日本の降伏で終わった。

註一5 閣議決定

閣議は総理大臣が主宰し、閣僚全員一致によって決定、了解、報告がなされ、内閣は閣議によってその職権を行う。

閣議決定は、法律の定めのある事項についてなされるが、事項の振り分けは慣例に従い、決定と了解には実質的な差はない。閣議は週二回（火曜・金曜）の定例閣議、臨時に開く臨時閣議、持ち回り閣議などある。

7・1 閣議決定と私たち

2014年7月1日、安倍政権はこれまでの憲法解釈をひっくり返して、集団的自衛権の行使を認めることを閣議決定した。

今まで武力行使（戦争）を禁じてきた事を転換したのである。

集団的自衛権の行使とは、日本が戦争をする！という事なのだ。9条に明記されている「国際紛争を解決する手段として“戦争を放棄する”と言う、人間の英知とも言うべきものを政府は投げ捨てるのである。

“戦争の放棄”を放棄する事は≪戦争をする≫ということなのだ！

この暴挙に対して連日、多数の市民達が自発的に国会や首相官邸周辺につめかけ、怒りのシュプレヒコールと、抗議のプラカードを手にして抗議したのであった。

重要な事は安倍政権が「集団的自衛権の行使」を、歴代自民党内閣でさえ「憲法上出来ない」とする判断を、一挙に^{くつがえ}覆したのはなぜか？ということである。

以下そこに焦点を合わせて述べなければならない。

安倍政権を支える自民党の石破幹事長は、こんな事を述べている。

「…集団的自衛権を行使するようになれば、自衛隊が他国民のために血を流すことになるかも知れない。…米国の指導者は他国を守るために自国の兵士が命を落とすことを覚悟している。

日本の指導者は自国を守るために命をかけるが、他国のための覚悟は出来ていない。そんな日本の姿勢が今後も世界で通用するのか考えるべきだ」と述べていた事を知っているだろうか？（朝日2014・5・17 石破幹事長インタビュー）

あるいは安倍首相は「国のために尊い命を落とした英霊に^{そんすう}尊崇の念を表すのは当たり前」などと国会答弁で述べている。（参院予算委2013・4・25）

すなわち「国のために血を流すのは当然だ」と言わんばかりである。

石破幹事長にせよ安倍首相にせよ、「地球より重い」はずの人の命を一体どのように考え

ているのであろうか！と思う。

いやそれよりもこの二人は、過去の戦争についての責任と反省がきわめて薄いのではないかと思う。現在の憲法 9 条が、戦争の反省という立場から成り立っていることをもっと知るべきであろう。

国の統計でも太平洋戦争で亡くなった人は非戦闘員も含めて 310 万人であり、これらの人々は決して国のために死んだのではない。むしろ国策としての戦争に駆り出されたり、無差別の空襲などで命を奪われたのである。

命が尊いと言うのであれば、二度と戦争などしてはならないのであり、こうした決意を国の意志に高め、最高規範として示したものが憲法 9 条に他ならない。

また安倍首相は平和を叫ぶ者に対して「平和・平和と言っていれば平和になると思っ
ているのは、おまじない平和主義だ！」などと述べて憚らないのだ。(朝日 2014・7・2)

さて 7・1 に集団的自衛権行使を閣議決定した事は、自衛隊が他国民のためにも血を流す事を国として決めたのであり、断じてこれを許してはならない。

私たちが掲げる平和は、決して“おまじない”ではない。具体的・創造的な平和を守る運動として展開して行くことは言うまでもないだろう。

ところでこの間しきりに集団的とか個別的云々と大きく報じられている。だがここでは「集団的自衛権行使」あるいは「個別的自衛権行使」という言葉(あるいは用語)を「戦争」あるいは「戦争をする」という言葉に置き換えて見ればよい。

なぜなら私たちが、知らず知らず「集団的自衛権」云々という用語に慣らされてしまうと、集団的自衛権の行使=戦争と言う事や、あるいは戦闘行為である事が、オブラートに包まれたような感じになってしまうからである。

そう考えたのはごく最近「武器輸出三原則」が改悪され、安倍政権はその際に、武器を「防衛装備品」と言い、輸出を「移転」として「防衛装備移転三原則」などと言い換えたことが記憶に新しいからである。

こうした姑息とも言える方法は、やはり憲法 9 条に関係している。

すなわち日本は戦争を放棄しているから“武器の輸出は出来ない”のであり、この解除をごまかすために「防衛装備移転」という珍妙な用語を用いたのである。

私たちが自衛権という言葉に慣れてしまい、自衛権とは本来戦争・戦闘行為そのものの表現であることに注意しなければならない。

これから日本が“戦争をする”そのためじゃまな様々な障害をとっばらう立場から決めたもそれが 7・1 閣議決定(註一 6)に他ならない。

註一 6 7・1 閣議決定の概要

今回の決定では、憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や憲法 13 条の「生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利」は国政上最大の尊重を必要とする旨定めていることを踏まえると、憲法 9 条で我が国が、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採る事を禁じているとは到底解されない。従って ①我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関

係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合、必要最小限度の実力行使・集団的自衛権行使を容認するという内容。その骨子は5・15 安保法制懇報告書とほぼ同一である。

首相を駆り立てるもの

第二次安倍政権の超タカ派的政策を把握するには三段跳びを連想するとよい。

まずホップが2013・12月の特定秘密保護法と日本版NSC設置。

ステップは2014・2月の「防衛装備移転三原則」、

そしてジャンプが7・1の閣議決定である。

日本が軍事的にも海外に進出していくための三段跳びである。

このような三段跳びに駆り立てるものは何であろうか？ということだ。

まず第一には、安倍首相が言う「戦後レジームからの脱却」であろう。

「戦後レジームからの脱却」とは、日本が戦争に負け占領され、しかも憲法も米を中心とする占領軍に押し付けられた、という押し付け憲法からの脱却とでもいうものである。

今年の3月の国会で「憲法自体が占領軍の手によって作られた事は明白な事実。私は戦後レジームから脱却をして、今の世界情勢に合わせて新しいみずみずしい日本を作っていきたい」などと述べているようにである。(2014・5・3朝日)

あるいは2012年秋の国会(野党であった時代)で自民党総裁の肩書で代表質問に立ち「国民の生命・財産と日本の誇りを守るため、今こそ憲法改正を含め戦後体制(レジーム)の鎖を断ち切らなくてはならない」と発言している。

こうした首相の考えは、尊敬してやまない祖父岸信介(註一七)が「日本民族の独立を目標に掲げた自主憲法の制定が必要だ」と強調したのと重なるのである。

あるいはまた「日米安保条約が一方的であり、双務性に欠けている。双務性を高めることによって日米安保条約を堂々たるものとしていかななくてはならない。その双務性を高めるのは具体的には集団的自衛権の行使だ!」という持論を首相は持っているのである。

こうした政治姿勢の源流は、首相の著書「この国を守る決意」(2004 芙蓉社)などで示されている。

と同時に「安保懇報告書」(註一八)にも示されているように、中国の台頭に対して異常なまでの危機感をつのらせている、これが第二だ。

すなわち安倍首相の今回の憲法解釈の変更を理論付けた「安保法制懇」の北岡座長代理が述べているように「日本の周辺の安保環境が悪化している。中国の軍事費はこの10年間で4倍に増えている。これに対して防衛費を大幅に引き上げるのは非現実的だ。集団的自衛権の行使を可能にして日米同盟強化を図る必要がある」(2014・4・3日経)と、

さらに第三には、第一次安倍内閣がわずか1年であったことから、その無念をはらすかのように第二次安倍内閣では「アベノミクス」をひっさげ日本経済を立て直すと再登場し、経済を立て直すには、やはり軍事力の強化が必要だと言う事である。

またその政治的野心も歴代自民党内閣の足跡を見るとより鮮明になる。

たとえば吉田内閣が敗戦・占領から講和条約を締結し、さらに祖父の岸内閣は日米安保条約を再締結した。叔父の佐藤首相が沖縄返還、そして田中内閣が日中平和条約を実現したと言うように、安部首相もそうした事に匹敵するような大きな「評価」をめざし、その為に平和憲法を壊して“戦争をする”国家とした「偉大な政治家」をめざしているようである。

安倍首相は党幹事長時代に「憲法前文は何回読んでも敗戦国としての連合国に対する詫び状でしかない」と述べたり、あるいは憲法前文について「自分達国民の安全・命を他国の人達の善意に委ねていいのか！このことを疑問に思わない方がおかしい！」などと憚らない人である。

そればかりではない、かつて「集団的自衛権は権利であるが行使できないということは極めておかしい論理だ。わが国が禁治産者だと宣言するような極めて恥ずかしい政府見解だ。9条のいかんにかかわらず集団的自衛権は権利であるし行使も出来る」という論理の持ち主である。

自国の憲法を、詫び状とか禁治産者などと言い放つばかりか、平和憲法をないがしろにする者に、この国の将来が左右されてはならないと思うのである。

註一七 岸信介

山口県生まれ、東大卒、満州国高等官を経て1941年東条内閣の商工大臣。敗戦でA級戦犯として逮捕。その後政界に出て1957～1960首相に就任。60年に日米安保条約批准を強行し、以降は超タカ派として自民党に影響力を持った。安倍首相の祖父であり、佐藤栄作首相の実兄。

註一八 安保懇報告書

正式には「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告書。首相の私的諮問機関で座長は柳井元駐米大使。以下JR東海の葛西名誉会長を含んだ13名で構成。すべてが集団的自衛権行使に同意している。報告書ではこれまで政府が憲法違反としてきた「集団的自衛権の行使」を認め、憲法解釈の変更を求めている。この報告書の内容が7・1閣議決定に反映されている事はすでに見た通りである。

危険な憲法観

今年の2月、参院予算委で次のような段階的な集団的自衛権行使論を安倍首相は述べている。すなわち

第一段階「憲法上の解釈で権利として持つ」（今国会中で解釈を決定する）

第二段階「行使する法的な根拠を作る」（秋の国会で法改正）

第三段階「政策として判断する」（実際に攻撃された時に行使できるか具体的に判断する）と具体的な段取りをすでに示している。

ようするに安倍首相は「自衛権の行使」は「必要最小限度の範囲」と言う事に着目して、この範囲での自衛権の行使であるとしている。すなわち「個別的自衛権」に加えて「集団的自衛権の行使」も認める判断は、政府が「適切な新しい解釈」をすることによって可能だとしているのだ。従って憲法改正は必要ないというわけである。

それだけではない驚くべき事に、国連の集団安全保障措置等への参加も、政府が「適切な新しい解釈」をすることによって可能だとしているのだ。一体何をもって「適切」とするのだろうか？こんなフリーハンドを断じて認めてはならないのである。

これが集団的自衛権行使を認めた 2014・5・15 の安保法制懇報告書の結論でもある。安倍首相はこの「報告書」を振りかざして、三段跳び^{よろ}宜しく一挙に「戦争をする国」に仕上げようとしているのだ。

海外の評判は？

7・1 閣議決定から約一週間を経過した時点での、本件に関する海外の評価は極めて懐疑^{かいぎ}的である。

日経などに見る海外メディアの紹介では、安倍政権の「集団的自衛権行使決定」について、賛同する意見はほとんど見られない。

むしろ「国民不在の決定」とか「中国や韓国との対立が強まる」という危惧^{きぐ}や、あるいは内容について「運用基準があいまいだ」と問題視している論評が多いことから国際的な理解は得られていないようだ。たとえば

ドイツ、シュピーゲル誌は「日本の安全保障政策で第二次大戦以降、最も重大な変更」であるが「日本国民の大半は平和主義的憲法の新解釈を否定している」

またドイツ、フランクフルター・アルゲマイネ紙「憲法解釈変更で国論が二分」「戦争の記憶を持つ人など多くの中高年が不安を抱いている」

他方 NY タイムスも「憲法解釈の変更によって憲法改正に必要な国民投票を迂回^{かいぎ}した」「『日本を戦争する国に変えるものではない』との保障を求める」と手厳しい論調を展開している。

さらに NY タイムスは社説で、中・韓両国との警戒感の高まりを念頭にして「アジアにおける心配の種を増やした」と批判しているほどである。

英ファイナンシャルタイムスの場合もやはり「日中の領有権争いに巻き込まれかねない」と米が懸念などと報じている。

海外の論評で目を引くのはタイのバンコクポスト紙に掲載された、米戦略国際問題研究所 (CSIS) 幹部であるグロサーマンの「日本の過剰な軍改革」と題する寄稿である。

すなわち「武力行使の3要件(註一9)は、潜在的に拡大解釈されやすく、関連法改正で定義するとしても、その運用は危機時の政治判断の影響を受ける」とずばっ！と述べていることが注目されよう。

さらにグロサーマンは「景気回復に失敗すれば集団的自衛権に対する国民の反対論を利用し、安倍氏を首相の座から追い落とそうとする勢力が自民党内からも出てくる」と鋭く述べているが、寄稿という形で米の意志を示しているものとして興味深い。

このように海外の評価はかんばしくはないのである。

積極的平和主義とは何か？

個別的あるいは集団的であれ、戦争をする体制を整えなければならぬと安倍政権は主張するが、その枕詞まくらことばに「積極的平和主義」が用いられている。

首相の言う「積極的平和主義」とは如何なるものであろうか？

閣議決定後の7月上旬、オーストラリアに飛び連邦議会で安倍首相は「戦後日本の安全保障政策は内向きであった」として「しかし日本の意志は、世界の恒久平和と日本が世界有数の経済力を持つ国としてふさわしい貢献をする」と述べている。

これまで「日本は安全保障政策（軍事力の事だ！）は内向き（消極的）だったので、これからは集団的自衛権の行使（戦争をする）を認め、併せて武器や他の軍事技術を輸出するなど、日本にふさわしい貢献をしたい」と述べているのである。

9条の下で約70年近く戦争をしなかった事がなんで「内向き」なのであろうか！と考えれば、安倍政権がこれを外向きにしたいという意味が判明するであろう。

要するに、日本にふさわしい外向きの軍事的貢献を「積極的平和主義」として押し出しているのである。

たしかに首相はこの間、しきりに「積極的平和主義」を口にしていく。

しかし「平和主義」を語りつつ、戦争を厳しく戒いましめている憲法9条の解釈をゆがめ、一変させようとしているのである。

だから「積極的」なのは軍事力の行使・強化だけで「平和主義」はそれをカモフラージュする言葉でしかない。

このように安倍首相の「積極的平和主義」は、全く欺瞞に満ちたものでしかない。

註一 武力行使の三要件

いままで認められて来た武力行使は①日本への急迫不正の侵害②他に適当な手段がない③必要最小限度の実力行使にとどめる、との三要件を課していた。

新たな三要件は①我が国に対する武力攻撃②我が国と密接な関係にある他国への武力攻撃③国民の生命・自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合。とされているが、明白な危険とか、根底から覆される、など基準が極めて抽象的かつ曖昧にされている。

完